

山口県報

平成19年
4月6日
(金曜日)

目次

告示	一
新たに生じた土地の確認の届出(平生町)(市町課)	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件) (環境政策課)	二
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	六
保安林の指定(森林整備課)	六
指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)	七
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(二件)(砂防課)	七
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(三件)(港湾課)	八
道路の位置の指定(建築指導課)	〇
公告	一〇
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく公聴会の開催(自然保護課)	一一
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)	一一
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	二
教委告示	二
山口県指定有形文化財の追加指定	二
山口県指定天然記念物の指定	二
山口県指定名勝の指定	二
選管告示	二
直接請求に必要な有権者の数	三
政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示の一部訂正	三
雑報	三
山口県地域防災計画の修正	四

山口県告示第七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、平生町長から平生町の区域内に新たに次の土地が生じたことを平成十九年三月十九日確認した旨の届出があった。

平成十九年四月六日

山口県知事 二井 関 成

熊毛郡平生町大字佐賀字岩田一五五一の一五から同大字字荒木九一〇の三に至る土地の地先公有水面で、次の1の地点から48の地点までを順次結んだ線及び1の地点と48の地点を結ぶ平成五年秋分の満潮位(D. L. + 二・六三メートル)における公有水面と町道佐賀臨港線護岸との境界線に囲まれた区域の公有水面埋立地一四、五五四・五四平方メートル

- 1の地点 熊毛郡平生町大字佐賀字峰尾の鳩ヶ峰四等三角点(北緯三三度五四分〇秒・一一秒東経一三三度〇六分二六・三三九秒)から二四六度一九分三四秒二、四七九・八六メートルの地点

- 2の地点 1の地点から二四度二七分二七秒一三七・七六メートルの地点
 3の地点 2の地点から一三四度三三分四一秒二・二五メートルの地点
 4の地点 3の地点から四四度三三分四一秒三・一〇メートルの地点
 5の地点 4の地点から一三四度二四分三七秒六八・五〇メートルの地点
 6の地点 5の地点から四四度五五分二秒一一・八四メートルの地点
 7の地点 6の地点から三一五度〇八分〇四秒一・〇一メートルの地点
 8の地点 7の地点から四四度一八分五三秒四・三〇メートルの地点
 9の地点 8の地点から一三四度二八分五三秒一・〇〇メートルの地点
 10の地点 9の地点から四四度二六分三九秒一一・七七メートルの地点
 11の地点 10の地点から三一五度三三分五〇秒一・〇〇メートルの地点
 12の地点 11の地点から四四度二五分二六秒四・三〇メートルの地点
 13の地点 12の地点から一三四度〇〇分三六秒一・〇〇メートルの地点
 14の地点 13の地点から四四度二四分四六秒一一・七八メートルの地点
 15の地点 14の地点から三一四度四九分〇八秒一・〇〇メートルの地点
 16の地点 15の地点から四四度二五分三九秒四・三〇メートルの地点

17の地点	16の地点から一三三度四分〇〇秒一・〇〇メートルの地点
18の地点	17の地点から四四度二分五二秒一・六八メートルの地点
19の地点	18の地点から三一五度四分三九秒一・〇一メートルの地点
20の地点	19の地点から四四度三分三七秒四・三二メートルの地点
21の地点	20の地点から一三四度一分二五秒一・〇一メートルの地点
22の地点	21の地点から四四度七分〇二秒一・四九メートルの地点
23の地点	22の地点から八九度二分四七秒六・五四メートルの地点
24の地点	23の地点から〇度一七分二五秒〇・九九メートルの地点
25の地点	24の地点から八九度二分五五秒四・二九メートルの地点
26の地点	25の地点から一七八度四分四五秒一・〇〇メートルの地点
27の地点	26の地点から八九度二分〇七秒一・八一メートルの地点
28の地点	27の地点から三五八度四分三七秒一・〇〇メートルの地点
29の地点	28の地点から八九度三分八分四二秒四・三〇メートルの地点
30の地点	29の地点から一八〇度五分四九秒〇・九九メートルの地点
31の地点	30の地点から八九度二分三三秒一・八二メートルの地点
32の地点	31の地点から三五八度三分二四秒一・〇〇メートルの地点
33の地点	32の地点から八九度一分一九秒四・二九メートルの地点
34の地点	33の地点から一七七度五十六分五三秒一・〇〇メートルの地点
35の地点	34の地点から八九度二分七秒一・八〇メートルの地点
36の地点	35の地点から三五九度五分一九秒〇・九九メートルの地点
37の地点	36の地点から八九度三分三九秒四・二九メートルの地点
38の地点	37の地点から一七八度三分一八秒一・〇〇メートルの地点
39の地点	38の地点から八九度三分五八秒一・八〇メートルの地点
40の地点	39の地点から三五九度四分三三秒四・〇〇メートルの地点
41の地点	40の地点から八九度一分六分二秒四・二七メートルの地点
42の地点	41の地点から一七八度三分四分〇四秒〇・九九メートルの地点
43の地点	42の地点から八九度二分〇七秒二・九〇メートルの地点
44の地点	43の地点から三五九度三分五七秒一〇・〇二メートルの地点
45の地点	44の地点から三四九度四分三六秒二・六八メートルの地点
46の地点	45の地点から九四度三九分三秒〇・九九メートルの地点
47の地点	46の地点から三度三〇分二六秒四八・一三メートルの地点
48の地点	47の地点から二八六度三三分〇九秒三・五七メートルの地点

山口県告示第百七十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年四月六日から同月二十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び和木町役場において公衆の縦覧に供する。

平成十九年四月六日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 三井化学株式会社

住 所 東京都港区東新橋一丁目五番二号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 三井化学株式会社岩国大竹工場

所在地 玖珂郡和木町和木六丁目一番二号

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	能 力	構 造			使 用 の 方 法	
		工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定	使 用 時 間 間 隔	使 用 時 間 の 方 法
三七一口	($m^3/日$) 一五〇	平成一九 五、一	平成一九、 二、二八	平成二〇、 一	連 続	一 日 当 た 二 四 時 間 の 使 用 時 間 変 動 概 要
"	($m^3/日$) 二二五	"	"	"	"	"
"	($m^3/日$) 二二五	"	"	"	"	"
三七七タ	($Nm^3/日$) 一、七三〇	"	"	"	"	"

備考 「三七一口」及び「三七七タ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質 (mg/l)		窒素 (mg/l)		燐 (mg/l)		汚水等の一日当たりの量(m ³)
	通	最	通	最	通	最	通	最	通	最	
三七〇口	七	七	一八	三〇	一	三	八	一七	四	二二	一九二
三七〇口	七	七	一八	三〇	一	三	八	一七	四	二二	一九二
三七〇口	七	七	一八	三〇	一	三	八	一七	四	二二	一九二
三七〇口	七	七	一八	三〇	一	三	八	一七	四	二二	一九二
三七〇口	七	七	一八	三〇	一	三	八	一七	四	二二	一九二
三七〇口	七	七	一八	三〇	一	三	八	一七	四	二二	一九二
三七〇口	七	七	一八	三〇	一	三	八	一七	四	二二	一九二
三七〇口	七	七	一八	三〇	一	三	八	一七	四	二二	一九二
三七〇口	七	七	一八	三〇	一	三	八	一七	四	二二	一九二
三七〇口	七	七	一八	三〇	一	三	八	一七	四	二二	一九二

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 汚水等の処理施設に関する事項
種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	能力 (t/日)	処理の方式	使用時間 間隔	一日当たり の概時的変動 の要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
凝集沈殿施設	鉄筋コンクリート	五〇〇	凝集沈殿	連続	二四時間			
沈殿槽		二〇、一六〇						
オイルセパレーター		二、四〇〇	浮上					(既設)
活性汚泥処理施設		二二、五〇〇	活性汚泥					

(三) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目	水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質 (mg/l)		鉄油類 (mg/l)		窒素 (mg/l)		燐 (mg/l)		汚水等の一日当たりの量(m ³)
		通	最	通	最	通	最	通	最	通	最			
凝集沈殿施設	処理前	七	七	一七六	二三九	一、八〇〇	八〇〇〇	一・八	二	二	五	一	三	四〇〇
	処理後													五〇〇
	処理前	七	七	一七六	二三九	一、八〇〇	八〇〇〇	一・八	二	二	五	一	三	四〇〇
	処理後													五〇〇
	処理前	七	七	一七六	二三九	一、八〇〇	八〇〇〇	一・八	二	二	五	一	三	四〇〇
	処理後													五〇〇
	処理前	七	七	一七六	二三九	一、八〇〇	八〇〇〇	一・八	二	二	五	一	三	四〇〇
	処理後													五〇〇
	処理前	七	七	一七六	二三九	一、八〇〇	八〇〇〇	一・八	二	二	五	一	三	四〇〇
	処理後													五〇〇
	処理前	七	七	一七六	二三九	一、八〇〇	八〇〇〇	一・八	二	二	五	一	三	四〇〇
	処理後													五〇〇

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 状 態 の 値		沈 殿 槽		オ イ ル セ パ レ ー タ ー		活 性 汚 泥 処 理 施 設												
			通 常 値	最 大 値	処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前									
"	八	"	水素イオン濃度 (水素指数)	九・七	九〇・五	二二〇	二〇〇	二〇	二〇	九〇・五	二二〇	二〇	二〇	九〇・五	二二〇	二〇	二〇	九〇・五	二二〇	二〇	二〇
"	九	"	化学的酸素要求量 (mg/l)	九・八	二〇	六〇〇	二〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
"	七	"	浮遊物質質量 (mg/l)	九・八	二〇	六〇〇	二〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
"	七	"	鉍油類 (mg/l)	九・八	二〇	六〇〇	二〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
"	七	"	室 態 の 値	九・八	二〇	六〇〇	二〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
"	七	"	排出水の一日当たりの量 (m³)	九・八	二〇	六〇〇	二〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
"	七	"	排出水の一日当たりの量 (m³)	九・八	二〇	六〇〇	二〇〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

山口県告示第百七十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年四月六日から同月二十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年四月六日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 全国農業協同組合連合会

住 所 東京都千代田区大手町一丁目八番三号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 全国農業協同組合連合会山口県本部山口加工工場
所在地 山口市仁保下郷一七七一番地

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備 考	種 類	構 造		使 用 の 方 法			
		能 力 (m³/時)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日	使 用 時 間 一 日 当 た り の 使 用 間 隔	使 用 の 方 法 一 日 当 た り の 使 用 間 隔
第十号の飲料製造業の用に供する洗浄施設をいう。	一〇一口	四	平成一九 年五月五日	平成一九 年五月五日	平成一九 年五月五日	連続	二〇時間 変動なし
			平成一九 年五月五日	平成一九 年五月五日	平成一九 年五月五日	連続	二〇時間 変動なし

No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値											
				通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大		
				水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	大腸菌群数 (個/cm)	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m ³)					
"	"	七		"	"	"	"	"	"	七、三七一					
"	"	八、六		"	"	"	"	"	"	九、一三二					
"	一〇	二二		"	"	"	"	"	"						
"	一五	二五		"	"	"	"	"	"						
"	五	二〇		"	"	"	"	"	"						
"	一〇	三五		"	"	"	"	"	"						
"	一〇	一〇〇		"	"	"	"	"	"						
"	二	三		"	"	"	"	"	"						
"	三	五		"	"	"	"	"	"						
"	"	一		"	"	"	"	"	"						
"	二	三		"	"	"	"	"	"						
三〇	一五〇	七、三七一		"	"	"	"	"	"						
五〇	二〇〇	九、一三二		"	"	"	"	"	"						

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排水処理施設	種 類		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値											
	処理後	処理前	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
			水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	大腸菌群数 (個/cm)	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)					
"	七		"	"	"	"	"	"	三、一一二					
"	八、六		"	"	"	"	"	"	三、九二二					
"	五		"	"	"	"	"	"						
"	一、〇五〇		"	"	"	"	"	"						
"	一、三〇〇		"	"	"	"	"	"						
"	一六〇		"	"	"	"	"	"						
"	二六〇		"	"	"	"	"	"						
"	一、〇〇〇		"	"	"	"	"	"						
"	一〇〇		"	"	"	"	"	"						
"	三		"	"	"	"	"	"						
"	二〇		"	"	"	"	"	"						
"	一		"	"	"	"	"	"						
"	三		"	"	"	"	"	"						

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	連 続 使用時間	概 季 節的変動の 要	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値										
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
一〇―口	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	大腸菌群数 (個/cm)	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)				
七	"	"	"	"	"	"	二五〇				
九、五	"	"	"	"	"	"	四〇〇				
二五〇	"	"	"	"	"	"	五〇				
四〇〇	"	"	"	"	"	"	一〇〇				
五〇	"	"	"	"	"	"	〇・一				
一〇〇	"	"	"	"	"	"	〇・五				
〇・一	"	"	"	"	"	"	〇・〇一				
〇・五	"	"	"	"	"	"	〇・〇一				
〇・〇一	"	"	"	"	"	"	〇・〇五				
二五〇	"	"	"	"	"	"	二八〇				

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十九年四月六日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称

認可年月日

宇部市小野土地改良区

平成一九、三、二八

山口県告示第百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成十九年四月六日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林の所在場所

柳井市柳井字森一六六九、字水越七三三四、七三三五の一、七三三五の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

柳井市柳井字森一六六九・字水越七三三四・七三三五の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、柳井市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び柳井市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

美祿郡秋芳町大字嘉万半田東山七八九の一、字坂水西山九七六の二、九七六の三、九七六の三三、九七六の四七、一〇三三、一〇三五、一〇三六の一、字小吹一〇二〇の一、一〇二二の一、一〇二二の二、一〇二二の三、一〇二二の四、一〇二二の五、一〇二三の一、一〇二三の二、一〇二四の一、一〇二四の二、一〇二四の三、一〇二七の一、一〇二八の一、一〇二八の二、字岸皮一〇五二の一五

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、秋芳町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び秋芳町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

柳井市柳井字豎場岩六一四の一、六一四の二、三三三八の一から三三三八の四まで、三三八二の一〇、三三八五の一、三三八六、字柳ヶ瀬六一五、六一六、三四〇六、字檜垣一〇二の一、一〇二二の四、一〇二三の一、一〇二四、一〇二五、四六四二、字金ヶ浴三三八九、字杉殿四六五九の一（次の図に示す部分に限る。）、四七九七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

柳井市柳井字豎場岩三三八二の一・三三八二の三・三三八二の四・三三八二の一〇・三三八五の一・三三八六・字金ヶ浴三三八九・字杉殿四六五九の一・四七

九七（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、柳井市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び柳井市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施設要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成十九年四月六日

山口県知事 二井 関 成

一 指定施設要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件（平成十三年農林水産省告示第四百七十六号）、保安林の指定をする件（平成十四年農林水産省告示第十一号）及び保安林の指定をする件（平成十四年農林水産省告示第六百五十八号）に定めるところによる。

二 変更に係る指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第八十号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（平成九年山口県告示第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月六日

山口県知事 二井 関 成

坂本地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた区域

郡名	町名	大字名	字名	地番	標柱番号
大島郡	周防大島町	日 前	惣 田	六三六の一	一号
"	"	"	"	六三三の一	二号
"	"	"	坂 本 口	六二六の一 地先	三号
"	"	"	"	六二六の一 地先	四号
"	"	"	"	六一九	五号
"	"	"	坂 本 西	六一〇	六号
"	"	"	"	六一六の一	七号
"	"	"	坂 本	四九七の一	八号
"	"	"	坂 本 東	四七八の二 地先	九号
"	"	"	砂 田	一七二〇	十号
"	"	"	"	一七二〇	十一号
"	"	"	新 屋	一六八八	十二号

山口県告示第八十一号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（平成十八年山口県告示第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月六日

山口県知事 二井 関 成

松小田南町(3)地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	(大町字名)	字 名	地 番	標 柱 番 号
下 関 市	長府松小田南	四 王 司	三七三の二八地先	一号
"	町 松 小 田	"	四七五	二号
"	"	"	四七五	三号
"	"	"	四七五	四号
"	"	"	四七一	五号
"	町 長府松小田南	"	四六四の二	六号
"	"	"	四六四の四五	七号
"	"	"	三八七の二二	八号
"	"	"	三八七の四八地先	九号
"	"	"	三八五	十号
"	"	"	三七五の五	十一号

山口県告示第百八十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事(第三工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年四月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事(第三工区)
- (一) 工事場所 周南市臨海町地先
- (二) 工事の概要

工 種	延 長
基 礎 工	七メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。
 - 3 出資比率が三十八パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成十九年四月五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(土木一式工事の数値が千以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。

 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所

山口県周南港湾管理事務所 周南市築港町一三番三三号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年四月九日から同月十三日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年四月十九日までに発送する。

その他

四 この審査についての問合せは、山口県周南港湾管理事務所（電話〇八三四―二一―一七八七）にすること。

山口県告示第百八十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、山口宇部空港用地護岸改良工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年四月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 山口宇部空港用地護岸改良工事
- (一) 工事場所 宇部市大字沖宇部及び大字西岐波地先
- (二) 工事の概要

工 種	延 長
上 部 工	二〇メートル
消 波 工	七九〇メートル
場 周 柵 工	七九〇メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA

等級であること。

- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成十九年四月五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が千以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

- 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県宇部港湾管理事務所 宇部市港町一丁目五番七号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年四月九日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年四月二十六日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県宇部港湾管理事務所（電話〇八三六―三一一―三三三―）にすること。

山口県告示第百八十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、宇部港廃棄物埋立護岸築造工事(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年四月六日

山口県知事 二井 関 成

一 宇部港廃棄物埋立護岸築造工事(第一工区)

(一) 工事場所 宇部市大字沖宇部字沖ノ山地先

(二) 工事の概要

工 種	延 長
基 礎 工	一二五メートル
本 体 工	五六五メートル
遮 水 工	六〇〇メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。

3 出資比率が三パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成十九年四月五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの

(以下「総合評定値」という。)(一)の土木一式工事の数値が千百以上であること。
(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県宇部港湾管理事務所 宇部市港町一丁目五番七号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年四月九日から同月十三日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年四月十九日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県宇部港湾管理事務所(電話〇八三六一三一―三三三一一)にすること。

山口県告示第百八十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十九年四月六日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地 下松市南花岡三丁目一七七二の二、一七七二の三、一七七二の五及び一七七二の一五	幅 (メートル) 四・〇〇五・〇	延 (メートル) 長 三九・一	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 一八六・五八
--------------------------------------------------	------------------------	--------------------------	-------------------------------------



(一六六) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく公聴会の開催
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成十九年四月六日

山口県知事 二井 関 成

一 公聴会において聴こうとする案件
特別保護地区の指定

二 公聴会の日時及び場所

指定しようとする 特別保護地区	日 時	場 場	所
--------------------	-----	-----	---

壁島鳥獣保護区特別保護地区	平成一九、 午後二時	五、二五	下関市豊北町大字滝部三一四〇の一 下関市役所豊北総合支所
---------------	---------------	------	---------------------------------

(一六七) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年四月六日から同年八月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年四月六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クスリ岩崎チエーン下関安岡店
所在地 下関市梶栗三丁目六番六号

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称	住 所	代表者の氏名
株式会社岩崎宏健堂	周南市福川三丁目一八番二二号	河戸憲一郎

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社岩崎宏健堂	周南市福川三丁目一八番二二号	河戸憲一郎

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年十二月一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、三三四平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

五四台

(二) 駐輪場の収容台数

三六台

(三) 荷さばき施設の面積

四五平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一〇立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏 名 又 は 名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社岩崎宏健堂	午前九時三〇分	午後八時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十一時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

五箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後八時まで

八 届出年月日

届出年月日

平成十九年三月二十七日

(二六八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年四月六日

山口県知事 二井 関 成

一 工区に含まれる地域の名称

萩市大字椿東字善田、字西ノ寄及び字平方(A工区)

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

萩市大字土原四一七番地

土原開発有限会社

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡田布施町中央南

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊毛郡田布施町大字下田布施三三八四番地

岡本恵都子

熊毛郡田布施町大字下田布施三三八四番地

岡本 仁策



山口県教育委員会告示第一号

山口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)第四条第一項の規定により、山口県指定有形文化財茶臼山古墳出土品(平成七年山口県教育委員会告示第一号)に、次の有形文化財を追加して指定する。

平成十九年四月六日

山口県教育委員会

名 称	員 数	所 在 の 場 所	所 有 者
埴輪片	一	柳井市柳井一九四の二	柳井市
鉄剣	三	茶臼山古墳資料館	
鉄刀子	二		
硬玉製勾玉	一		
蛇紋岩製勾玉	一		
碧玉製管玉	一		
埴輪片	一	柳井市柳井一八九の一	
鉄剣破片	一		
鉄刀子破片	一		
鉄刀子破片	一		
鉄刀子破片	一		

山口県教育委員会告示第二号

山口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)第三十七条第一項の規定により、次の記念物を山口県指定天然記念物に指定する。

平成十九年四月六日

山口県教育委員会

名 称	所 在 地	指 定 地 域	所 有 者
宿井のハゼノキ	熊毛郡田布施町大字宿井字橋ヶ下二〇六九の二	熊毛郡田布施町大字宿井字橋ヶ下二〇六九の二	徳永 典紀

山口県教育委員会告示第三号

山口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)第三十七条第一項の規定により、次の記念物を山口県指定名勝に指定する。

平成十九年四月六日

山口県教育委員会

名 称	所 在 地	指 定 地 域	所 有 者

善生寺庭園 山口市上宇野令字周慶寺一〇一六の一	山口市上宇野令字周慶寺一〇一六の一のうち、四一六平方メートル	宗教法人善生寺
----------------------------	--------------------------------	---------



山口県選挙管理委員会告示第四十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成十九年四月六日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二四、五六七
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二七一、三八六
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二七一、三八六
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	一四二、八二六
		四一、二〇二
		二八、〇三三
		〇一、五〇〇
		一四、九〇〇
		三二、三三六
		一三、九一八
		一五、〇七五
		四〇、八二二
		七五、四〇〇
		九九、五〇〇
		九六、二五二
		七二、五〇〇
		四八、五〇〇
		二七、五〇〇
		一六、〇〇〇
		〇一、〇〇〇
		〇九、〇〇〇
		七五、〇〇〇
		一八、〇〇〇
		二六、〇〇〇
		九三、〇〇〇
		六八、〇〇〇

知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	二七一、三八六
副知事並びに県選挙管理委員、監査委員及び公安委員会委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二七一、三八六
県の教育委員会の委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項	二七一、三八六

山口県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出された平成十七年一月一日から同年十二月三十一日までの間に係る収支に関する報告書について、平岡秀夫後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定により、政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示（平成十八年山口県選挙管理委員会告示第七十二号）の一部を次のとおり訂正する。

平成十九年四月六日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

平岡秀夫後援会に関する部分中

「(1) 借入金 (借入先) 平岡 秀夫 (借入残高) を 10,570,000円」

「(1) 動産 (品 田) (数量) (取得の価額) (取得年月日) 自動車 1 2,678,600円 平成16年12月22日 に改める。」

(2) 借入金 (借入先) 平岡 秀夫 (借入残高) 10,570,000円」



山口県地域防災計画の修正

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項の規定により、山口県地域防災計画を修正したので、その要旨を次のとおり公表します。

平成十九年四月六日

山口県防災会議

一 修正年月日

平成十九年三月十四日

二 修正事項

自然災害、事故災害及び地震災害に関する防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱、災害予防計画、災害応急対策計画並びに復旧・復興計画について所要の修正を行った。

平成十九年四月六日印刷
平成十九年四月六日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）